

JT-G822  
デジタル網におけるスリップ率  
〔 Slip Rate on Digital Networks 〕

第2版

1989年4月28日制定

社団法人  
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、(社)情報通信技術委員会が著作権を保有しています。  
内容の一部又は全部を(社)情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、  
転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

## 1. 国際勧告等との関連

本標準はCCITT勧告1988年版G. 822に対応するものであるが、以下に述べるように内容の相違が大きく、CCITT勧告の規定の内容と直接的には独立している。

## 2. 上記国際勧告等に対する追加項目等

### 2.1 オプション選択項目

なし

### 2.2 ナショナルマター項目

なし

### 2.3 その他

(1) 本標準は上記CCITT勧告に対し、下記の項目を削除している。

(a) 2.1節～2.4節、2.6節～2.7節

(b) 4章(4.1節～4.3節)

本項目を削除した理由は、上記項目が国際デジタルリンクに関する記述であり、本標準が対象とする国内電気通信網間の規定に直接関係しないためである。

(2) 本標準は上記CCITT勧告に対し、下記の項目を変更している。

(a) 1章

(b) 2.5節

(c) 3章

本項目を変更した理由は上記CCITT勧告の国際接続に関する記述を削除し、国内接続部分の記述および規定を日本の実情に合わせたためである。

### 2.4 原勧告との章立て構成比較表

上記国際勧告との章立て構成の相違を下表に示す。

TTC標準	CCITT勧告	備考
1章 本標準の規定範囲	1章	内容変更
2章 考慮すべき事項	2章	2.1～2.4,2.6,2.7節削除
3章 スリップ率目標規定	3章	内容変更
—	4章	

### 3. 改版の履歴

版 数	制 定 日	改 版 内 容
第 1 版	昭和 6 2 年 4 月 2 8 日	制 定
第 2 版	平成 元年 4 月 2 8 日	3 章内容変更。(規定追加。)

### 4. 工業所有権

本標準に関わる「工業所有権等の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

## 目 次

1. 本標準の規定範囲 .....	1
2. 考慮すべき事項 .....	1
3. スリップ率目標規定 .....	1

## 1. 本標準の規定範囲

本標準は、64 kbit/s デジタル信号の国内デジタル接続における網のエンド・ツウ・エンドのスリップ率目標規定に関するものである。

注1：スリップとは、網ノードにおいて受信した信号の位相変動をバッファメモリによって吸収出来ない場合に入力信号の二度読みまたは欠落が生じる現象を云い、スリップが生じた場合、一般にユーザからはデジタルエラーとして観測される。

注2：スリップの要因は、主に中継伝送路で発生する遅延変動や瞬断によるものであるが、従属同期の場合には、よく考慮された条件（第2章参照）のもとでスリップはゼロと見なせる。

## 2. 考慮すべき事項

スリップ率目標を規定するために考慮すべき条件として次の点がある。

- (1) 網間接続参照モデル
- (2) デジタル伝送路の特性（ジッタ、ワンダなどの位相変動量および瞬断時間）
- (3) クロック供給装置のクロック品質（クロックパス障害時における発信器の自走特性など）
- (4) クロック供給系の信頼度（クロックパスおよびクロック供給装置と網ノードに関わるクロック供給系の不稼働率）
- (5) 網ノードである同期多重変換装置などの性能（フレーム位相同期回路のバッファメモリ量など）
- (6) 伝送網における一時的擾乱（伝送路切替や操作上の人的要因など）
- (7) 通信サービスに要求される値

## 3. スリップ率目標規定

表3-1/JT-G822に国内デジタル接続における64 kbit/s デジタル信号のスリップ率目標規定を示す。

表3-1/JT-G822\* 64 kbit/s デジタル信号のスリップ率目標規定  
(CCITT G.822)

分類	平均スリップ率	時間率（注1）
(a)	≦ 2回/24時間	> 99.494%
(b)	> 2回/24時間 かつ ≦ 13回/1時間	< 0.46%
(c)	> 13回/1時間	< 0.046%

注1：合計観測期間－1年間以上。